

平成24年(ワ)第49号、第133号 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

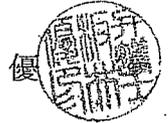
## 準備書面2

2012年9月7日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板 井



弁護士 池 永



弁護士 河 西 龍 太 郎



弁護士 東 島 浩 幸



弁護士 椛 島 敏 雅



弁護士 長 戸 和 光



外

記

1 被告九州電力株式会社による本訴訟の請求の趣旨に対する求釈明について以下のとおり回答する。

2 操業とは、「機械などを動かして作業をすること」を言うところ、これに対して、稼働は、「機械が動いて仕事をする事」を言う。

すなわち、操業は、作業の内容が仕事に限定されないということとなり、稼働よりも広い概念を指す。

3 原子力発電所施設について置き換えると、稼働については、一般的に商業運転（契約者に供給するために発電をすること）を行うことを言い、具体的には、発電施設を起動した上で、通常運転をさせ発電させることを言う（通常運転が始まってから、点検のため、又は、緊急停止等でその運転を終了させるまでの間のこと）と解される。

これに対し、操業については、通常運転に止まらず、起動から通常運転までの間や、試験運転も含むものであり、要するに原子力発電施設を起動すること自体を含み、かつ、運転についても、商業運転にかぎらず、原子力発電施設が作動すること全体を含むものである。

以上